

# 廃棄物等の輸出入の規制について

～ご理解とご協力をお願いします～



アジア各国の急速な経済成長に伴う資源需要の増大等を背景に、我が国からスクラップ等の循環資源の輸出が急増している一方、脱法的に廃棄物等を海外に輸出しようとして、輸出先国で環境上不適正な処理がなされ問題を引き起こしている事例が指摘されています。

多くの方々に廃棄物等の輸出入に関する規制について正しくご理解いただき、適正な輸出入による国際的な資源循環を推進していけるよう、ご協力をお願いします。



# 廃棄物等の輸出入の規制について ご理解とご協力をお願いします

## ● 有害な廃棄物等の不適正な輸出入が国際的な環境問題となっています。

1980年代に先進国から発展途上国に廃棄物が投棄され環境汚染問題になったことを契機にバーゼル条約が制定され、廃棄物等の輸出入が規制されるようになっていきます。最近も不適正な輸出入と判断される事例が報告されています。



中古利用目的で輸出されたCRTモニターやブラウン管テレビが中古利用に適さないとして日本に返送



リサイクル目的で輸出されようとした廃農業用ビニールが泥汚れがひどい等の理由で廃棄物の無確認輸出未遂と判断され厳重注意に



中古利用の名目で輸出された鉛バッテリーが中古利用に適さないとして日本に返送

### バーゼル物(特定有害廃棄物等)とは？

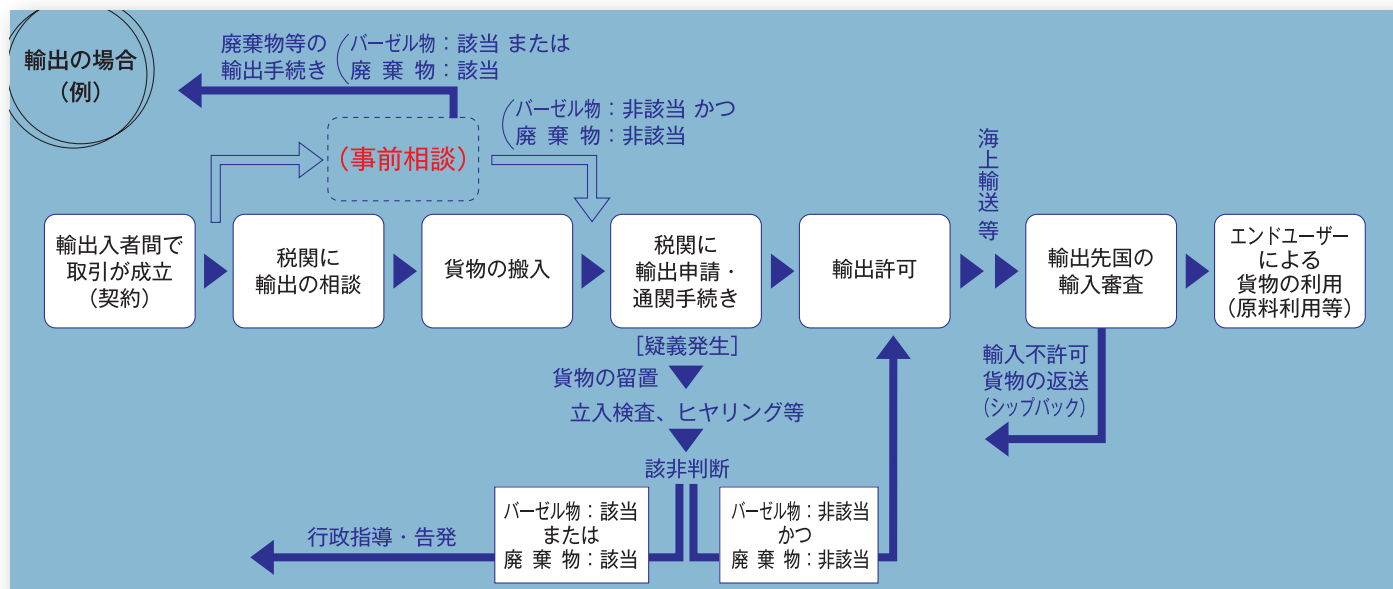
資源回収、再生利用、回収利用するための処分作業を伴う廃棄物等であって、有害特性を有するものです。

具体的には、鉛蓄電池、ブラウン管、電気部品、医療行為により生ずる物、家庭ごみなどがバーゼル物に該当するおそれがあります。バーゼル法ではバーゼル物の輸出入を規制しています。

そのほかにも・・・メタルスクラップ、廃家電、廃タイヤ、廃ペットボトル、廃トランスなど、不適正な輸出入が疑われる事案が報告されています。輸出入関係事業者の方々には、十分な注意をお願いします。

## ● 廃棄物由来の貨物(スクラップなど)の輸出入に関する手続きの流れ(例)

スクラップなどの貨物について、通関手続きなどの際に、廃棄物等ではないか、との疑義が発生した場合は、貨物の留置や輸出先国での輸入不許可、返送(シップバック)になる恐れもあります。そのようなリスクを避けるため、事前相談を受けることをお勧めします。



## ● 不法な輸出入の防止に向けた取組(国内監視体制の強化)

環境省では、経済産業省と協力して、適切な輸出入管理を実施するために、個別の輸出入事案に対する事前相談の実施や輸出入貨物の立入検査、バーゼル法等説明会の開催等の普及啓発を実施しています。

### ● 立入検査、税関検査への立会い



### ● 事前相談



### ● 普及啓発(説明会)



適正な輸出入により、国際的な資源循環を進めましょう!!

# 廃棄物等の輸出入に関する 事前相談をご活用下さい

## ● 事前相談とは・・・

環境省または経済産業省では、輸出入者あるいはその代理者からの相談を受けて、提出された書類に基づいて、貨物がバーゼル法（環境省または経済産業省）、廃棄物処理法（環境省のみ）の規制対象か否かを相談者が判断する際の「アドバイス」をする事前相談を実施しています。

## ● バーゼル法、廃棄物処理法規制の該非判断のポイント

- ・事前相談では、貨物がバーゼル法、廃棄物処理法の規制対象物（特定有害廃棄物等、廃棄物）に該当するか否かの判断（該非判断）をすることになります。
- ・バーゼル法規制対象物（特定有害廃棄物等：「バーゼル物」）の判断においては、貨物の排出経路や有害特性、輸出先国での処分・リサイクルの取り扱い等をもとに、規制対象か否かを貨物名で規定したリストを作成していますので、それに基づいて判断することになります。
- ・廃棄物処理法の規制対象物（廃棄物）か否かの判断においては、貨物の性状、排出の状況、通常の利用形態、取引価値の有無、占有者の意思などを総合的に判断することになります。

### バーゼル法規制対象物か否かの判断ポイント

- ・規制対象となる物は、処分（最終処分やリサイクル）を行う目的で輸出入されるもので、告示別表第1に該当せず、告示別表第2、第3に該当する物
- 告示別表第1（非対象リスト）  
例：[鉄くず(スチールスク랩)(B1010)、  
廃プラスチック(PVCを除く)(B3010)等]
- 告示別表第2（対象リスト）  
例：[鉛蓄電池(A1160)、廃油(A3020)等]
- 告示別表第3（有害含有物等リスト）  
例：[鉛、ヒ素、ダイオキシン類等の一定量含有等]
- ・その他、家庭ごみ等が別途規制対象

### 廃棄物に該当するか否かの判断ポイント

- ・以下のような各種判断要素の基準により総合的に判断します。廃棄物とならないためには、各要素の（ ）内の事項を満たす必要があります。
- ①**その物の性状**（利用用途に要求される品質を満足する等）
- ②**排出の状況**（排出が必要に沿って計画的なものである等）
- ③**通常の利用形態**（製品としての市場が形成されている等）
- ④**取引価値の有無**（有償譲渡されていて、経済合理性のある取引等）
- ⑤**占有者の意思**（他者に有償譲渡する意思が認められる等）  
等

バーゼル法の規制対象物に該当する場合は、輸出入承認申請手続きが必要となります。  
(詳しくは裏面に記載のホームページまたはパンフレットをご覧ください。)

廃棄物に該当する場合は、環境大臣の輸出確認（輸入の場合は環境大臣の輸入許可）が必要となります。  
(詳しくは裏面に記載のホームページまたはパンフレットをご覧ください。)

## ● 事前相談をお勧めします

❗ 輸出入関係者が安心して手続きを進めることができます。

(環境省または経済産業省における手続き状況や該非判断結果は税関等の関係者と共有されます。  
(該非判断結果はあくまで提出された書類に基づくものですので、実際の貨物の状況によっては判断が異なる場合がありますのでご注意ください。))

❗ 輸出先国での規制情報等の関連情報を可能な範囲で提供させていただきます。

(環境省または経済産業省が知り得る限りの情報です。従って、最終的には相談者において別途確認していただく必要がありますのでご注意ください。)

❗ 不正輸出入の未遂となるリスクを避けることができます。

(廃棄物処理法、バーゼル法の規制対象物に該当する貨物の輸出入については、所定の手続きが必要です。)

まずはお電話を！！

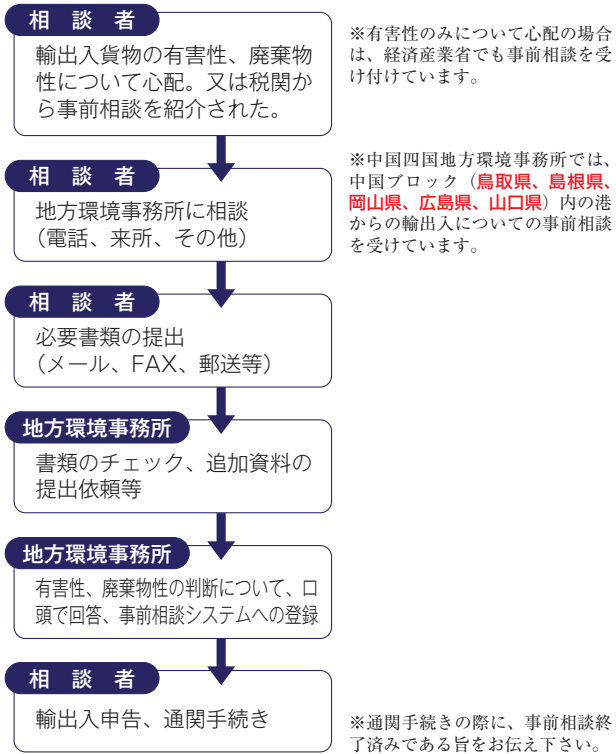
環境省中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

電話 086-223-1584



# 事前相談の具体的な手続きについて

## 事前相談の手続きの流れ



## 事前相談に必要な書類

- 必ずご提出いただく書類  
以下の書類は、事前相談を行う際に、最低限必要な書類です。必ずご用意下さい。
- (ア) 輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ）……………☆
  - (イ) 廃棄物処理法・パーゼル法規制に係る事前相談書……………☆
  - (ウ) 貨物と金銭のフロー図……………◇
  - (エ) 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイスなど）……………☆◇
  - (オ) 貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）……………◇□
  - (カ) 発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要など）……………◇□○
- 必要に応じてご提出いただく書類
- (ア) 廃棄物処理法に基づく許可証（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）……………◇
  - (イ) 成分分析表……………□
  - (ウ) 分析サンプルの写真……………□
  - (エ) 相手国における許可証……………○
  - (オ) その他……………○
- ※ 上記の書類を全てご提出いただいても、廃棄物、特定有害廃棄物等の該当判断ができない場合もあります。ご承知おき下さい。
- ☆：基本的な情報（輸出入の取引の実態があることを示すインボイス、契約書等）
  - ◇：廃棄物でないことを確認できる資料（写真、金銭フロー等）
  - ：有害性の有無を客観的に判断できる資料（写真、発生工程図、試験分析結果等）
  - ：輸出入後に適正に処理されることを示す資料（処理工程図、企業概要、ライセンス等）

## 事前相談窓口 ※港の所在地を管轄している地方環境事務所にご連絡ください。

<p><b>北海道地方環境事務所</b></p> <p>〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階 TEL：011-299-1952 FAX：011-736-1234 電子メール：REO-HOKKAIDO@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 北海道内の港からの輸出入</p>	<p><b>近畿地方環境事務所</b></p> <p>〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階 TEL：06-4792-0702 FAX：06-4790-2800 電子メール：REO-KINKI@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の港からの輸出入</p>
<p><b>東北地方環境事務所</b></p> <p>〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階 TEL：022-722-2871 FAX：022-724-4311 電子メール：REO-TOHOKU@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の港からの輸出入</p>	<p><b>中国四国地方環境事務所</b></p> <p>〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1階 TEL：086-223-1584 FAX：086-224-2081 電子メール：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県内の港からの輸出入</p>
<p><b>関東地方環境事務所</b></p> <p>〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階 TEL：048-600-0814 FAX：048-600-0517 電子メール：HAIRI-KANTO@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県内の港からの輸出入</p>	<p><b>高松事務所</b></p> <p>〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階 TEL：087-811-7240 FAX：087-822-6203 電子メール：MOE-TAKAMATSU@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県内の港からの輸出入</p>
<p><b>中部地方環境事務所</b></p> <p>〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-955-2132 FAX：052-951-8889 電子メール：REO-CHUBU@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県内の港からの輸出入</p>	<p><b>九州地方環境事務所</b></p> <p>〒862-0913 熊本市尾ノ上1丁目6-22 TEL：096-214-0328 FAX：096-214-0349 電子メール：REO-KYUSHU@env.go.jp</p>	<p>管轄地域： 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内の港からの輸出入</p>

もっと詳細な情報については、右のウェブページ等をご覧下さい

- 環境省ホームページ（特定有害廃棄物等の輸出入関連ページ）  
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>
- 経済産業省ホームページ（パーゼル条約・パーゼル法関連ページ）  
[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/index/html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/index/html)
- (パンフレット) 廃棄物等の輸出入管理の概要 — 輸出入をお考えの方に —

## 環境省中国四国地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課

TEL：086-223-1584 FAX：086-224-2081

<http://chushikoku.env.go.jp/>